

2 (略)

3 内閣総理大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。  
(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十二条の二 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設を設置者が入所中の児童に係ることも家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 四 (略)

(乳児院の長の資格等)

第二十二條の二 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、子ども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 三 (略)

四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の長とする。第二十七條の二第一項第四号、第二十八條第一号、第三十八條第二項第一号、第四十三條第一号、第八十二條第三号、第九十四條及び第九十六條を除き、以下同じ。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は子ども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したものであるもの

イ 八 (略)

2 乳児院の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための子ども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第二十七條の二 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、子ども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 三 (略)

四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、中核市にあつては中核市の市長とする。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は子ども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したものであるもの

イ 八 (略)

2 母子生活支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための子ども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(保育の内容)

第三十五條 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従う。

2 (略)

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。  
(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十二条の二 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設を設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 四 (略)

(乳児院の長の資格等)

第二十二條の二 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 三 (略)

四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の長とする。第二十七條の二第一項第四号、第二十八條第一号、第三十八條第二項第一号、第四十三條第一号、第八十二條第三号、第九十四條及び第九十六條を除き、以下同じ。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものであるもの

イ 八 (略)

2 乳児院の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第二十七條の二 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 三 (略)

四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、中核市にあつては中核市の市長とする。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものであるもの

イ 八 (略)

2 母子生活支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(保育の内容)

第三十五條 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

（児童養護施設の長の資格等）

第四十二条の二 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、子ども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に關し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一～三 (略)

四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は子ども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

イ～ハ (略)

2 児童養護施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための子ども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(職員)

第四十九条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として子ども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2～15 (略)

(職員)

第六十三条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター）及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある福祉型児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他子ども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一～五 (略)

2～10 (略)

(児童心理治療施設の長の資格等)

第七十四条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、子ども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に關し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一～三 (略)

（児童養護施設の長の資格等）

第四十二条の二 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に關し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一～三 (略)

四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ～ハ (略)

2 児童養護施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(職員)

第四十九条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2～15 (略)

(職員)

第六十三条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター）及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある福祉型児童発達支援センターにあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一～五 (略)

2～10 (略)

(児童心理治療施設の長の資格等)

第七十四条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に關し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一～三 (略)

四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの  
イ〜ハ (略)

2 児童心理治療施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第八十一条 (略)

2 児童自立支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(電磁的記録)

第八十八条の五 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この府令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの  
イ〜ハ (略)

2 児童心理治療施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第八十一条 (略)

2 児童自立支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(電磁的記録)

第八十八条の五 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

第四條 生活保護法施行規則の一部改正  
(生活保護法施行規則の一部改正)

第四條 生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)の一部を次の表のように改正する。  
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(診療報酬の請求及び支払)</p> <p>第十七条 都道府県知事が法第五十三条第一項(法第五十五条の二において準用する場合を含む。)の規定により医療費の審査を行うこととしてしている場合においては、指定医療機関(医療保護施設を含む。この条において以下同じ。)は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)の定めるところにより、当該指定医療機関が行つた医療に係る診療報酬を請求するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(介護の報酬の請求及び支払)</p> <p>第十八条 都道府県知事が法第五十四条の二第五項及び第六項において準用する法第五十三条第一項の規定により介護の報酬の審査を行うこととしてしている場合においては、指定介護機関は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)の定めるところにより、当該指定介護機関が行つた介護に係る介護の報酬を請求するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(診療報酬の請求及び支払)</p> <p>第十七条 都道府県知事が法第五十三条第一項(法第五十五条の二において準用する場合を含む。)の規定により医療費の審査を行うこととしてしている場合においては、指定医療機関(医療保護施設を含む。この条において以下同じ。)は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)の定めるところにより、当該指定医療機関が行つた医療に係る診療報酬を請求するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(介護の報酬の請求及び支払)</p> <p>第十八条 都道府県知事が法第五十四条の二第五項及び第六項において準用する法第五十三条第一項の規定により介護の報酬の審査を行うこととしてしている場合においては、指定介護機関は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)の定めるところにより、当該指定介護機関が行つた介護に係る介護の報酬を請求するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

第十條 国立児童自立支援施設に、施設長を置く。

2 施設長は、国立児童自立支援施設の事務を掌理する。

3 国立武蔵野学院に、次長一人を置く。

4 次長は、施設長を助け、国立児童自立支援施設の事務を整理する。

(国立児童自立支援施設に置く課)

第十一條 国立児童自立支援施設に、次に掲げる課を置く。

庶務課

調査課

教務課

医務課

(庶務課の所掌事務)

第十二條 庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の仕事、公印の保管、公文書類、会計、物品及び営繕に関すること。

二 児童の食事に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、国立児童自立支援施設の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(調査課の所掌事務)

第十三條 調査課は、国立児童自立支援施設の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一 児童の入退所、調査及び家庭環境の調整に関すること。

二 児童の自立支援に関する調査及び研究、統計報告、図書編纂並びに資料の収集、編纂及び頒布に関すること。

(教務課の所掌事務)

第十四條 教務課は、国立児童自立支援施設の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 児童の生活指導、職業指導、学科及び文化指導に関すること。

二 児童の運動及び娯楽に関すること。

(医務課の所掌事務)

第十五條 医務課は、国立児童自立支援施設の所掌事務のうち、児童の治療教育、診療及び保健衛生に関することをつかさどる。

(人材育成センター)

第十六條 国立児童自立支援施設に、人材育成センターを置く。

2 人材育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
国立武蔵野学院附属	人材育成センター	さいたま市	

3 人材育成センターは、国立児童自立支援施設の所掌事務のうち、児童自立支援専門員その他社会福祉に従事する職員の養成及び研修並びに人材育成に関する調査及び研究を行うことをつかさどる。

(センター長及び副センター長)

第十七條 人材育成センターに、センター長及び副センター長一人(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする)を置く。

2 センター長は、人材育成センターの事務を掌理する。

3 副センター長は、センター長を助け、人材育成センターの事務を整理する。

(人材育成センターに置く課)

第十八條 人材育成センターに、次に掲げる課を置く。

研修課

養成課

(研修課の所掌事務)

第十九條 研修課は、人材育成センターの所掌事務のうち、研修計画の企画・立案及び研修の実施に関することをつかさどる。

(養成課の所掌事務)

第二十條 養成課は、人材育成センターの所掌事務のうち、養成計画の企画・立案及び養成の実施に関することをつかさどる。

第三章 とも家庭庁顧問及びとも家庭庁参与

(とも家庭庁顧問)

第二十一條 とも家庭庁に、とも家庭庁顧問を置くことができる。

2 とも家庭庁顧問は、とも家庭庁の所掌事務のうち重要な施策に参画する。

3 とも家庭庁顧問は、非常勤とする。

(とも家庭庁参与)

第二十二條 とも家庭庁に、とも家庭庁参与を置くことができる。

2 とも家庭庁参与は、とも家庭庁の所掌事務のうち重要な事項に参与する。

3 とも家庭庁参与は、非常勤とする。

第四章 雑則

第二十三條 この府令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、施設等機関の長が、とも家庭庁長官の承認を受けて定める。

附則

(施行期日)

1 この府令は、令和五年四月一日から施行する。

2 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項中「厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十二条」を「とも家庭庁組織規則(令和五年内閣府令第三十八号)第十六条」に改める。

○内閣府令第三十九号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六條第一項及び第四項から第六項まで、第七條第一項、第四項及び第五項、第八條第一項並びに第九條第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法及び関係法令を実施するため、内閣府の所掌するとも家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和五年四月一日

内閣府の所掌するとも家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

(趣旨)

第一条 内閣府の所掌するとも家庭庁関係法令(告示を含む)に係る手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という)第六條から第九條までの規定に基づき、又は準じて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令(告示を含む)、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、法及びこの府令の定めるところによる。

内閣府の所掌するとも家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

内閣府の所掌するとも家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

内閣府の所掌するとも家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

内閣府の所掌するとも家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

内閣府の所掌するとも家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

内閣府の所掌するとも家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

内閣府の所掌するとも家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

内閣府の所掌するとも家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

内閣府の所掌するとも家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

内閣府の所掌するとも家庭庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

(施設等機関の職)

第八百一条 第一章第二節の施設等機関について、第一章第二節の規定に基づく職のほか、各施設等機関に第一章第二節に基づき設置される組織にその長を置き、その長には、それぞれ当該組織上の名称を附するものとする。ただし、次に掲げる組織の長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

- 小樽検査所総務課
- 仙台検査所総務課
- 新潟検査所総務課
- 那覇検査所総務課
- 国立ハンセン病療養所に置く看護師養成所

国立児童自立支援施設に置く人材育成センター

国立障害者リハビリテーションセンター  
企画・情報部高次脳機能障害情報・支援センター

国立障害者リハビリテーションセンター  
企画・情報部発達障害情報・支援センター

国立障害者リハビリテーションセンター  
研究所脳機能系障害研究部

国立障害者リハビリテーションセンター  
研究所義肢装具技術研究部

国立障害者リハビリテーションセンター  
学院

附則  
1～6 (略)

7 第七百二十四条の関東信越厚生局の薬事監視専門官のうち一人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。  
8～10 (略)

(施設等機関の職)

第八百一条 第一章第二節の施設等機関について、第一章第二節の規定に基づく職のほか、各施設等機関に第一章第二節に基づき設置される組織にその長を置き、その長には、それぞれ当該組織上の名称を附するものとする。ただし、次に掲げる組織の長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

- 小樽検査所総務課
- 仙台検査所総務課
- 新潟検査所総務課
- 那覇検査所総務課
- 国立ハンセン病療養所に置く看護師養成所

国立児童自立支援施設に置く児童自立支援専門員養成所

国立障害者リハビリテーションセンター  
企画・情報部高次脳機能障害情報・支援センター

国立障害者リハビリテーションセンター  
企画・情報部発達障害情報・支援センター

国立障害者リハビリテーションセンター  
研究所脳機能系障害研究部

国立障害者リハビリテーションセンター  
研究所義肢装具技術研究部

国立障害者リハビリテーションセンター  
学院

附則  
1～6 (略)

7 第七百二十四条第一項第二号ロの薬事監視専門官のうち一人は、平成三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。  
8～10 (略)

(再乱用防止対策官の設置期間の特例)  
11 第七百二十八条第二項第四号ハの再乱用防止対策官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。  
12～14 (略)

(再乱用防止対策官の設置期間の特例)  
11 第七百二十八条第二項第四号ホの再乱用防止対策官は、平成三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。  
12～14 (略)

第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正  
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第八十一条 児童自立支援施設の長の資格等</p> <p>各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十二条に規定する人材育成センターが行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものではない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 児童自立支援専門員の職にあつた者等 児童自立支援事業に五年以上(人材育成センターが行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程(以下「講習課程」という)を修了した者)であつては、三年以上)従事した者</p> <p>四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上(人材育成センターが行う講習課程を修了した者)にあつては、三年以上)であるもの イハ (略)</p>	<p>第八十一条 児童自立支援施設の長の資格等</p> <p>各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所(以下「養成所」という)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものではない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 児童自立支援専門員の職にあつた者等 児童自立支援事業に五年以上(養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程(以下「講習課程」という)を修了した者)にあつては、三年以上)従事した者</p> <p>四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上(養成所が行う講習課程を修了した者)にあつては、三年以上)であるもの イハ (略)</p>

附則  
この省令は、令和二年四月一日から施行する。